



くまもと



2022
3・4
VOL.796



当協会ホームページに
楽しい記事を掲載してい
ます。
ぜひご覧ください!!



CONTENTS

- 日本年金機構
従業員の採用・退職時にはお届を！ 2P
- 全国健康保険協会熊本支部
療養費～保険証を提示できなかった受診～ 3P
- 一般財団法人熊本県社会保険協会
社会保険事務講習会（4/13、5/13） 4P
「健康づくりDVD」貸出しのご案内 5P
くまもと周遊そぞろハイクvol.3～八代竜峰山 6P
コロナ禍におけるメンタルヘルス（心の健康）対策 7P
保険料早見表（3月改定分） 8P

熊本の野草シリーズ Vol.5 ミズアオイ



肥後の山野草

ミズアオイ

青紫の高貴な花は
「前途洋々」の思いを込める
万葉の時を伝えながら
江津湖の小川でひそひそ話

©2010 熊本県くまモン #K32442

職場内で
回覧しましょう

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一般財団法人熊本県社会保険協会

〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-37-28 大銀東ビル2F
TEL.096-383-5600 FAX.096-383-5614



従業員の採用・退職時にはお届を！

年度替わりは、従業員の人事異動や退職・採用等で事務手続きが増加します！！

今回は、人事異動等に伴う代表的な届書（資格取得届と資格喪失届）の特にご注意いただきたい点をご案内いたします。

資格取得届

本人確認を行った上で、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、⑪の欄に住所をご記入ください。

㊦通貨、㊧現物、㊨合計の欄に報酬月額を記入してください。
報酬とは、賃金・給料・俸給・手当・賞与といった名称を問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのものをいいます。

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) 厚年 次郎	③ 生年月日 (西暦) 令和 04 年 05 月 12 日	④ 種別 (1. 男, 2. 女, 3. 坑内員, 5. 男(基金), 6. 女(基金), 7. 坑内員(基金))
	⑤ 取得分	⑥ 健康・厚生 3. 共済出向 4. 船保任職	⑦ 個人番号 (基礎年金番号)	⑧ 被扶養者 (0. 無, 1. 有)
	⑨ 報酬月額	㊦(通貨) 198,000 円 ㊧(現物) 0 円 ㊨(合計) 198,000 円	⑩ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他()
	⑪ 住所	日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 (フリガナ)		
	⑫ 理由	1. 海外在住 2. 短期滞在 3. その他()		

60歳以上の被保険者が退職後継続再雇用される場合は、資格喪失届と次のいずれかの添付書類のコピーが必要となります。
再雇用されたことが分かる雇用契約書（役員の場合は、役員規程、取締役会の議事録、株主総会の議事録等で再任されたことが分かる書類等）

資格喪失届

60歳以上の被保険者が退職後継続再雇用される場合は、資格取得届と次のいずれかの添付書類のコピーが必要となります。
就業規則、退職辞令等の退職したことが分かる書類、（役員の場合は、役員規程、取締役会の議事録、株主総会の議事録等で役員を退任したことが分かる書類）

氏名	電話番号	氏名等	
① 被保険者整理番号	7	② 氏名 (フリガナ) 厚年 太郎	③ 生年月日 (西暦) 令和 02 年 07 月 12 日
④ 個人番号 (基礎年金番号)	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	⑤ 喪失年月日 (西暦) 令和 04 年 04 月 01 日	⑥ 喪失理由 (4. 退職等(令和 4 年 3 月 31 日退職等), 5. 死亡(令和 年 月 日死亡), 7. 75歳到達(健康保険のみ適用))
⑦ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他		⑧ 保険証回収 添付 1 枚 返不能 1 枚

要注意！
退職日の翌日をご記入ください。

被保険者証の回収ができず添付できないときは「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。

届出は当該事実があった日から5日以内をお願いします

※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

事業所、厚生年金加入者向け

0570-007-123 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6837-2913** (一般電話)

※週の初日は混雑が予想されます

受付時間

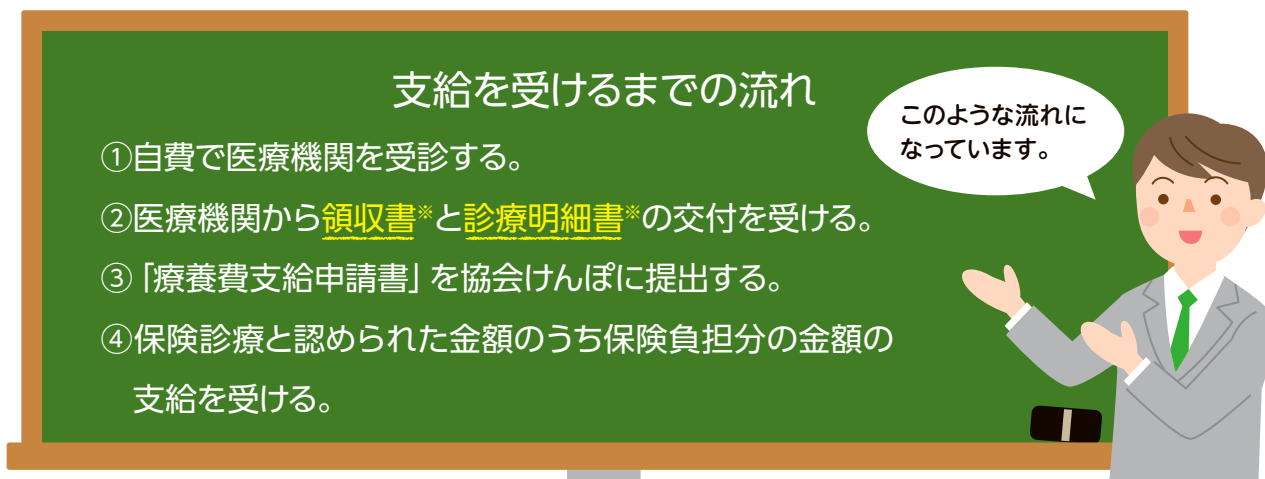
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時
第2土曜日 午前9時30分から午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



療養費～保険証を提示できなかった受診～

医療機関を受診の際に保険証を提示できなかった場合、医療費の全額を支払わなければなりません。保険証を提示できなかった理由が、やむを得ないと認められた場合、保険診療と認められる金額のうち自己負担（2～3割）を除く金額が療養費として支給されます。

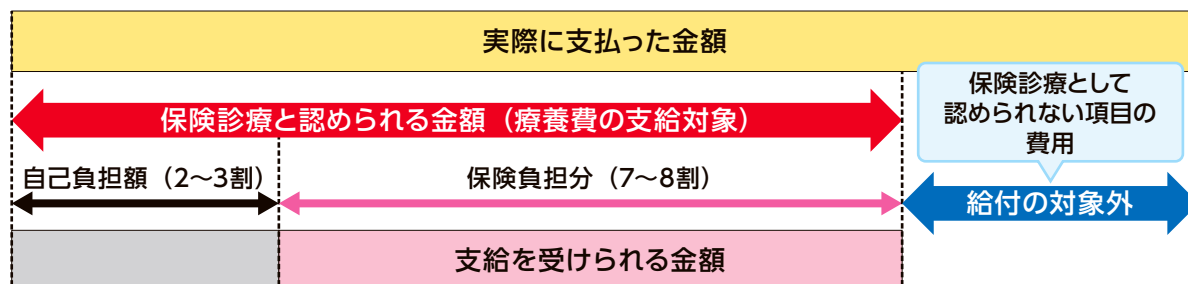


※療養費支給申請書を提出する際、「領収書の原本」・「診療明細書」の添付が必要です。

支給金額

「健康保険の療養に要する費用の額の算定方法（診療報酬点数表）」に基づき計算した保険診療と認められる金額から、加入者が負担すべき金額を差し引いた残りの金額が支給されます。

※実際に支払った金額の中に保険診療と認められない費用が含まれている場合、その金額は支給の対象となりません。



申込書入手方法

①協会けんぽに連絡 もしくは ②協会けんぽのホームページからダウンロード

お問合わせ先…096-340-0260 音声案内2番

社会保険事務講習会のご案内

※当日は、マスク着用の外、
新型コロナウイルス感染症防止の
対策にご協力願います。

●実施時間 受付13:00～ 開始13:30～ 終了予定16:30

実施日	会 場	講話内容	備 考
令和4年4月13日(水)	くまもと県民交流館 パレア9F 会議室1	①療養の給付、療養費等について ②健康保険の被扶養者について	令和3年度版 「社会保険の事 務手続」をご持 参ください
令和4年5月13日(金)	くまもと県民交流館 パレア9F 会議室1	①労働保険(労災保険、雇用保険)の基礎知識 ②労働保険料、労働保険の主な手続き等について	

主 催 (一財) 熊本県社会保険協会
TEL:096-383-5600

講 師 日本年金機構職員、全国健康保険協会職員
社会保険労務士

参 加 費 会員事業所様は無料 ※ただし、非会員の事業所様は、資料代等として3,000円のご負担をお願いします。

申込方法 熊本県社会保険協会ホームページにてメール又はFAXにてお申込みください。
(メールアドレス) info@shaho-kumamoto.jp FAX.096-383-5614

申込締切 申し込み先着順とし、各会場の定員になり次第締切らせていただきます。

受講決定者には開催月の1か月程度前に、返信メールまたはFAXにて「受付番号」をお送りいたします。

社会保険事務講習会 参加申込書 (FAX番号: 096-383-5614)

開催日: 令和 年 月 日 () 会場名: くまもと県民交流館パレア9F

事業所名		整理記号				※不明の場合、記入不要です
所在地	〒	電話番号				
フリガナ		(受付証送付先) FAX番号				
参加者名						

※申込書に記載された情報は、この講習会以外の目的には使用いたしません。

社会保険協会オリジナル

くまモングッズに
仲間ができました

くまモンの
ジェットストリーム
2色ボールペン&
シャープペン

くまモンの
ソーラーLEDライト
キーホルダー

いろいろなイベントに、ノベルティとしてお配りする予定です。
皆様、当協会の事業にふるってご参加ください!!



職場などの健康づくりにお役立てください！

「健康づくりDVD」貸出しのご案内

一般財団法人熊本県社会保険協会では、会員事業所様やそのご家族の健康づくりのお手伝いとして、「健康づくりDVDの貸出し」を行っております。職場での研修や、気になる健康チェックの参考などにお気軽にお申し込みください。FAXにてお申込みの後、宅配便などでお送りいたします。**※ご利用後、宅配便などでご返送ください。**

番号	タイトル	時間	内容
No.80	室内でできる健康運動	40分	①室内でできる運動とは②ウォーミングアップ③ステップ運動④開脚での下半身筋トレ運動⑤立って行う運動⑥椅子に座って行う運動⑦横になって行う運動
No.81	首・肩・腰・膝・脚部の健康運動	45分	①首の痛みやこり、寝違えの健康運動②肩痛、肩こり、五十肩の健康運動③腰痛の健康運動④膝痛の健康運動⑤足のしびれ・むくみ・冷え性の健康運動(セルフマッサージ)
No.82	元気な職場をつくるメンタルヘルス～心を楽にするセルフケア～	25分	①ストレスとは②セルフケアとは③ストレスへの気づき④アナログ思考の勧め⑤認知の歪み
No.83	元気な職場をつくるメンタルヘルス4～自分でできるストレス対処法～	25分	①ソーシャル・サポートとは②上司への相談③DESC法による相談の仕方④産業保健スタッフ等への相談⑤事業場外支援による相談
No.84	はじめてのウォーキング&ジョギング	31分	①正しい歩き方とは②正しい姿勢を知ろう③正しい歩き方のためのエクササイズ④スピードウォークにチャレンジ⑤ジョギングにチャレンジ⑥ウォーキング&ジョギングの注意点
No.85	若々しい体をキープ！ エクササイズ&ダイエット	33分	①若々しい体とは②良い姿勢になるためには③体幹エクササイズ(基礎編)④体幹エクササイズ(応用編)⑤ダイエットの基本⑥ダイエットと食習慣
No.86	Good-bye ストレス	30分	①ストレスとは何か②職場でストレスの生まれる原因は③ストレスの初期症状④慢性ストレスの症状⑤ストレスが体に及ぼす影響⑥ストレス対処法⑦心のSOS早期発見・早期対処
No.87	正しく知れば怖くない がんのお話	26分	①がんはどこにできるのか②がんはなぜできるのか③がん発生のメカニズム④がんと生活習慣⑤がんを早期発見するために がん検診⑥がんの治療法
No.88	<熱中症編>32分 <ヒートショック編>9分	42分	①熱中症とは②熱中症の主な症状③熱中症が起こりやすい条件、他4篇 ①ヒートショックとは②このような人は危険です、他5篇
No.89	ちょちょいのちょいトレ2.0毎日筋活部 ～筋肉を育ててメタボを予防しよう！～	60分	1週間の日ごとに行う①下半身30秒ストレッチ②上半身30秒ストレッチ③4秒筋トレ④30秒筋トレ
No.90	トータルヘルスプロモーションのための 健康サポート体操	60分	①ストレッチ②体操A③体操B④タオル体操⑤自重負荷トレーニング⑥ボールトレーニング⑦チューブトレーニング⑧ステップ運動A⑨ステップ運動B⑩リラクゼーション
No.91	元気な職場をつくるメンタルヘルス5 ～自分でできるストレスコントロール～	25分	①職業性ストレスモデル②セルフケアの10の方法(仕事のストレスを減らす、仕事以外のストレスを減らす、個人の要因を改善する、緩衝要因を増やす)
No.92	元気な職場をつくるメンタルヘルス6 ～ストレスを上手に対処する方法～	26分	①積極的な問題解決②解決のための相談③発想の転換④気分転換・リラゼーション⑤人に感情をぶつける⑥開き直る・問題を先送りする
No.93	元気な職場をつくるメンタルヘルス7 ～ストレスチェックを活用したセルフケア～	25分	①ストレス状態への気づきと対処②気づきの活かし方③ストレスチェック制度とは ほか

健康づくりDVD貸出申込書(FAX用)

本品の借受にあたり、著作権法に違反しないことを誓約します。

※使用希望DVDの番号に○を付け、下記にご記入のうえFAX願います(1事業所2本まで)。

DVD番号	80、 81、 82、 83、 84、 85、 86、 87、 88、 89、 90、 91、 92、 93
貸出希望期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ※1週間程度の貸出しで お願いします。
申込者	(事業所名) (所在地) 〒 (電話番号) (担当者名)

(お申込先) 〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-37-28 大銀東ビル2F
一般財団法人熊本県社会保険協会 TEL:096-383-5600

FAX:096-383-5614

くまもと周遊ぞうハイク 竜峰山と松浜軒

vol.3



恒例の梅干しとラッキョウ漬けも終わってアップデー！
それじゃ「彦一ばなし」の八代の竜峰山で体力と免疫力アップだ。
天狗から隠れ蓑を貰えるかも？

「竜峰山」



ハイキング

新八代駅から2Kを慣らし歩き、東片自然公園の777段の石段から登り始める。

いきなりの急階段に息も絶え絶えになるが、富士山の日帰り登山で習得した、全集中「富士の型 風船の呼吸」を使いしぐ。

何人かとすれ違い、登り上がると展望台。八代の煙突と球磨川の景色がキツさを癒す。

森の静かな山道に入り、足に優しい木の根の階段を登る。

木小屋のある「憩いの広場」や「ロツジいこい」で憩いの波状攻撃だ。そう、心休まらない現代人に必要なのは、憩いといひ恋だ（寒い！）。

暫く行くと「岩尾根（いわおね）」という脇道。抜け道好きとしては行くしかない。

フットボールアワーの後藤の相方は？ いわおね！（ころー）と一人ボケツッコミで、登りの辛さを誤魔化す。



竜峰山々系



「竜峰山」山頂からの眺望



竜峰山山頂

山頂にて



山頂広場



岩尾根

出会いの広場

ここは、尾根から岩が出て竜の背ビレのようだ。銀の竜の背にのって（月古っ！）と口ずさみ、下界を眺めて進む。
ノ一天気ハイクオヤジの、くだらないボケと古い歌は自己防衛本能なので見逃して欲しい。
次の「射鳥（いとり）峠」の広場から登り口へ。スリリングな岩場を慎重に過ぎると8合目の「出会いの広場」へ着く。



創造の広場

熊野座神社



龍ヶ峰山頂展望



本来ここで下山の予定だが、余力がある。この山脈の最高峰「龍ヶ峰」（542m）へ往復2時間を追加した。【※山慣れた人向き】
途中アナグマ君と遭遇、目が合うとすぐ隠れてしまった（そっちがビックリかい！）。



菖蒲と睡蓮



松浜軒



菖蒲の池

時間程の初級者おすすめ周遊ハイキングとなる。
略して、直ぐ出会いのくまの、出会い系コースだ（って、やかましいわー）。
分岐を探して、熊野座神社に下山し無事を感じた。
「松浜軒」周遊
その後、近くのバス停から花菖蒲で有名な「松浜軒（しょうひんけん）」に向かう。

ここからは一気。設置された鎖の手すりを「ここかと思えば又々こちら月（もうええー）」と左右に移りつつ登ると、突然、竜峰山の「山頂広場」へ出た。
山頂から、八代、天草、球磨川、不知火海がドーンと広がる。
青空に向かって腕をクロス！気持ち良さアズマックスだあ！（知らねえー！）。

さて、ランチ後すぐにウォークしてレッグがつたので、マッスルにソーリーしながら（ルー語か！）竜峰山から下山する。
開けた森から林道に出て、「創造の広場」に着く。
ここには水道やトイレもあり車で行ける。ここから「直登コース」で登り「出会いの広場」から山頂へ、「くらくらコース」で下りると、2

見頃も終わりかけで花は少なかったが、八代城主が母のために造った庭園では、睡蓮の中、夏の始まりを予感させる菖蒲が健気に咲いていた。
山の緑と菖蒲の花に憩いながら、八代的一天が球磨川河口の流れのように、ゆっくりと過ぎていった。

コロナ禍におけるメンタルヘルス(心の健康)対策(2)

労働者自身によるセルフケアの方法

(気づこう こころの不調とからだの不調は同時に現れる。体内時計の戻し方)

障害年金相談室 熊本
脇山社会保険労務士事務所
社会保険労務士 脇山 千佳子



新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミックの中、メンタル不調を訴えられる方が増えています。生活を激変させる出来事に直面すると、日常生活のバランスが崩れます。私たちの体内時計は24時周期で朝・夜を繰り返しますが、乱れやすく体調と行動に連動します。例えば、交代制勤務の方の夜勤明けには、夜を自分で作ってくださいとお話しています。サングラスをかけて朝の光を見ずに帰宅し、遮光カーテンで部屋を暗くし、ぬるめのお湯につかり軽く睡眠をとってもらいます。体内時計をもとに戻すためです。

コロナ禍の私たちは、自分の心身の状態の悪化に気づくことが大切です。いつもと違う状態が続くことに注意が必要です。こころの不調とからだの不調は同時に現れます。

こころの不調

- ☒ 気分が重く沈む
- ☒ 何をしても楽しくない
- ☒ 考えがまとまらない
- ☒ イライラする
- ☒ 気力がない



からだの不調

- ☒ 身体がだるい
- ☒ 眠れない
- ☒ 食欲がない
- ☒ 暴食してしまう
- ☒ 頭が重い

乱れた体内時計をもとに戻すコツは、からだに働きかけることです。日常生活を意識して規則的に送る自己管理術が、こころとからだの「セルフケア」になります。

セルフケアの内容

- 自宅待機や在宅勤務でも起床時間は同じにします。
体内時計の時刻合わせに、朝の光を使います。部屋に朝の光を入れましょう。
- 毎日、同じ時間帯に運動をします。もし散歩ができるならば、毎日20分程度緑の中を歩いてみましょう。熊本は森と水に恵まれています。
- 毎日、同じ時間帯に食事をします。同じ時間に就寝します。
- 入浴は脱衣所のLEDライトだけにして、浴室は照明をつけません。
- 夜間の照明は少し落とします。パソコンやスマートフォンも決まった時間までにします。
- 筋肉をゆっくり伸ばすストレッチングを仕事の合間や朝晩にします。

セルフケアをしても心身の不調が2週間以上続くときは、病院を受診するか身近な人(家族・上司・同僚)に相談しましょう。電話相談は匿名ででき、プロのカウンセラーが気持ちを上手に聞き出してくれます。いくつか調べておきましょう。

精神疾患(そううつ病等)での障害年金の支給申請が増えています。万一心身の病気で働けなくなっても暮らしを支えるすべはあります。皆様が加入されている社会保険からは受給条件を満たせば傷病手当金や障害年金が支給されます。

詳しくは、協会けんぽや年金事務所へお尋ねください。



令和4年3月分(令和4年4月納入分)から健康保険料率が変わります。

保険料早見表
(熊本県版)

健康保険料率:令和4年3月分～適用 厚生年金保険料率:令和2年9月分～適用
介護保険料率:令和4年3月分～適用

※厚生年金保険料は変わりません。

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者	
					10.45%		12.09%		18.30%	
等級	月額	日額	円以上	円以下	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930		62,999	6,061.0	3,030.5	7,012.2	3,506.1	16,104.00	8,052.00
2	68,000	2,270	63,000	72,999	7,106.0	3,553.0	8,221.2	4,110.6		
3	78,000	2,600	73,000	82,999	8,151.0	4,075.5	9,430.2	4,715.1		
4 (1)	88,000	2,930	83,000	92,999	9,196.0	4,598.0	10,639.2	5,319.6		
5 (2)	98,000	3,270	93,000	100,999	10,241.0	5,120.5	11,848.2	5,924.1	17,934.00	8,967.00
6 (3)	104,000	3,470	101,000	106,999	10,868.0	5,434.0	12,573.6	6,286.8	19,032.00	9,516.00
7 (4)	110,000	3,670	107,000	113,999	11,495.0	5,747.5	13,299.0	6,649.5	20,130.00	10,065.00
8 (5)	118,000	3,930	114,000	121,999	12,331.0	6,165.5	14,266.2	7,133.1	21,594.00	10,797.00
9 (6)	126,000	4,200	122,000	129,999	13,167.0	6,583.5	15,233.4	7,616.7	23,058.00	11,529.00
10 (7)	134,000	4,470	130,000	137,999	14,003.0	7,001.5	16,200.6	8,100.3	24,522.00	12,261.00
11 (8)	142,000	4,730	138,000	145,999	14,839.0	7,419.5	17,167.8	8,583.9	25,986.00	12,993.00
12 (9)	150,000	5,000	146,000	154,999	15,675.0	7,837.5	18,135.0	9,067.5	27,450.00	13,725.00
13 (10)	160,000	5,330	155,000	164,999	16,720.0	8,360.0	19,344.0	9,672.0	29,280.00	14,640.00
14 (11)	170,000	5,670	165,000	174,999	17,765.0	8,882.5	20,553.0	10,276.5	31,110.00	15,555.00
15 (12)	180,000	6,000	175,000	184,999	18,810.0	9,405.0	21,762.0	10,881.0	32,940.00	16,470.00
16 (13)	190,000	6,330	185,000	194,999	19,855.0	9,927.5	22,971.0	11,485.5	34,770.00	17,385.00
17 (14)	200,000	6,670	195,000	209,999	20,900.0	10,450.0	24,180.0	12,090.0	36,600.00	18,300.00
18 (15)	220,000	7,330	210,000	229,999	22,990.0	11,495.0	26,598.0	13,299.0	40,260.00	20,130.00
19 (16)	240,000	8,000	230,000	249,999	25,080.0	12,540.0	29,016.0	14,508.0	43,920.00	21,960.00
20 (17)	260,000	8,670	250,000	269,999	27,170.0	13,585.0	31,434.0	15,717.0	47,580.00	23,790.00
21 (18)	280,000	9,330	270,000	289,999	29,260.0	14,630.0	33,852.0	16,926.0	51,240.00	25,620.00
22 (19)	300,000	10,000	290,000	309,999	31,350.0	15,675.0	36,270.0	18,135.0	54,900.00	27,450.00
23 (20)	320,000	10,670	310,000	329,999	33,440.0	16,720.0	38,688.0	19,344.0	58,560.00	29,280.00
24 (21)	340,000	11,330	330,000	349,999	35,530.0	17,765.0	41,106.0	20,553.0	62,220.00	31,110.00
25 (22)	360,000	12,000	350,000	369,999	37,620.0	18,810.0	43,524.0	21,762.0	65,880.00	32,940.00
26 (23)	380,000	12,670	370,000	394,999	39,710.0	19,855.0	45,942.0	22,971.0	69,540.00	34,770.00
27 (24)	410,000	13,670	395,000	424,999	42,845.0	21,422.5	49,569.0	24,784.5	75,030.00	37,515.00
28 (25)	440,000	14,670	425,000	454,999	45,980.0	22,990.0	53,196.0	26,598.0	80,520.00	40,260.00
29 (26)	470,000	15,670	455,000	484,999	49,115.0	24,557.5	56,823.0	28,411.5	86,010.00	43,005.00
30 (27)	500,000	16,670	485,000	514,999	52,250.0	26,125.0	60,450.0	30,225.0	91,500.00	45,750.00
31 (28)	530,000	17,670	515,000	544,999	55,385.0	27,692.5	64,077.0	32,038.5	96,990.00	48,495.00
32 (29)	560,000	18,670	545,000	574,999	58,520.0	29,260.0	67,704.0	33,852.0	102,480.00	51,240.00
33 (30)	590,000	19,670	575,000	604,999	61,655.0	30,827.5	71,331.0	35,665.5	107,970.00	53,985.00
34 (31)	620,000	20,670	605,000	634,999	64,790.0	32,395.0	74,958.0	37,479.0	113,460.00	56,730.00
35 (32)	650,000	21,670	635,000	664,999	67,925.0	33,962.5	78,585.0	39,292.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	22,670	665,000	694,999	71,060.0	35,530.0	82,212.0	41,106.0		
37	710,000	23,670	695,000	729,999	74,195.0	37,097.5	85,839.0	42,919.5		
38	750,000	25,000	730,000	769,999	78,375.0	39,187.5	90,675.0	45,337.5		
39	790,000	26,330	770,000	809,999	82,555.0	41,277.5	95,511.0	47,755.5		
40	830,000	27,670	810,000	854,999	86,735.0	43,367.5	100,347.0	50,173.5		
41	880,000	29,330	855,000	904,999	91,960.0	45,980.0	106,392.0	53,196.0		
42	930,000	31,000	905,000	954,999	97,185.0	48,592.5	112,437.0	56,218.5		
43	980,000	32,670	955,000	1,004,999	102,410.0	51,205.0	118,482.0	59,241.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,054,999	107,635.0	53,817.5	124,527.0	62,263.5		
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,114,999	113,905.0	56,952.5	131,781.0	65,890.5		
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,174,999	120,175.0	60,087.5	139,035.0	69,517.5		
47	1,210,000	40,330	1,175,000	1,234,999	126,445.0	63,222.5	146,289.0	73,144.5		
48	1,270,000	42,330	1,235,000	1,294,999	132,715.0	66,357.5	153,543.0	76,771.5		
49	1,330,000	44,330	1,295,000	1,354,999	138,985.0	69,492.5	160,797.0	80,398.5		
50	1,390,000	46,330	1,355,000		145,255.0	72,627.5	168,051.0	84,025.5		

◆介護保険第2号被保険者は40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.45%)に介護保険料率(1.64%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

◆令和4年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。